

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	西都市プレミアム付商品券発行事業	①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響が長期化する中、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム付商品券を発行し、消費を下支えするとともに、地域経済の活性化を図る。 ②負担金及び交付金 134,500千円 ③プレミアム原資 120,000千円 事務費 14,500千円 【Cその他のうち29,200千円は県支出金(予定)、残りの10,530千円は市の一般財源】 ④商品券購入者及び加盟事業者	R8.3	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食会・東米良共同調理場補助金(物価高騰分)	①物価高騰により影響を受ける学校給食費の保護者負担分を支援する。(教職員分は含まない。) ②学校給食会補助金 ③(食材費上昇額) 小学生1,310名×1,020円×11ヶ月=14,699千円 中学生760名×1,150円×11ヶ月=9,614千円 計 24,313千円 【Cその他6,646千円は市の一般財源】 ④学校給食会、東米良共同調理場	R7.4	R8.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応給付金給付事業	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けた全市民に対して給付金を給付する。 ②給付金 28,000人×10,000円=280,000千円 事務費 27,700千円 【Cその他61,627千円は市の一般財源】 ④本市に住民票をおく全市民	R8.1	R8.3
4	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	飼料高騰緊急支援金交付金事業	①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける畜産事業所等に対して、支援金を支給することで事業者の負担軽減を図る。 ②飼料高騰緊急支援金 60,035千円 事務費 45千円 ③・肥育 14戸×1,678千円 ・ブロイラー 8戸×1,850千円 ・酪農 5戸×1,105千円 ・その他 102戸×159千円 事務費 45千円 【Cその他10,493千円は市の一般財源】 ④本市に事業所を持つ畜産事業者等	R8.3	R8.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金(子育て支援区分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける子育て支援施設に対して、支援金を支給することで事業者の負担軽減を図る。 ②医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金(子育て支援区分) 1,707千円 ③・私立保育園 80人×1.8千円 ・認定こども園 851人×1.8千円 ・小規模保育園 12人×1.8千円 ・認可外保育施設 5人×1.8千円 【Cその他407千円は市の一般財源】 ④令和8年4月1日現在、廃止または休止していない西都市内保育所、認定こども園等。ただし、公立保育所は除く。	R8.3	R8.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金(障害者区分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける障害福祉施設に対して、支援金を支給することで事業者の負担軽減を図る。 ②医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金(障害福祉区分) 4,490千円 ③・相談支援事業所 5施設×50千円 ・居宅介護事業所 1施設×50千円 ・生活介護等事業所 26施設×100千円 ・共同生活援助等 144人(入居者数)×10千円 ・短期入所事業所 15人×10千円 【Cその他990千円は市の一般財源】 ④令和8年4月1日現在、西都市内で障害福祉サービスを提供する事業所。	R8.3	R8.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金(介護区分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける介護施設に対して、支援金を支給することで事業者の負担軽減を図る。 ②医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金(介護区分)13,500千円 事務費 14千円 ③支援金 ・入所系施設 954人(定員数)×10千円 ・通所系施設 24施設×100千円 ・訪問系施設 13施設×50千円 ・その他 短期入所 26人×10千円 居宅介護支援 13施設×50千円 事務費 消耗品費 5千円 役務費 9千円 【Cその他2,714千円は市の一般財源】 ④令和8年4月1日現在、西都市内で介護保険法に規定する介護サービスを提供している事業者、老人福祉法に規定する養護老人ホーム等を運営する事業者等。	R8.3	R8.3
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金(医療区分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受ける医療機関に対して、支援金を支給することで事業者の負担軽減を図る。 ②医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金(医療区分)18,585千円 事務費 42千円 ③支援金 ・病院、有床診療所(4床以上) 412床×30千円 ・病院(地独) 91床×25千円 ・有床診療所(4床未満)、無床診療所 25事業所×100千円 ・施術所・訪問看護ステーション 23事業所×50千円 ・薬局 10事業所×30千円 事務費 消耗品費 20千円 郵便料 22千円 【Cその他3,727千円は市の一般財源】 ④令和8年4月1日現在で医療法等に基づく許可等を受け、かつ、申請日時点で廃止または休止していない市内医療機関等。ただし、公立の医療機関等は除く。	R8.3	R8.3